

Ver 1.0

高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)制度に基づく 温室効果ガス吸収プロジェクト計画書

プロジェクト名	高知県安芸市五位ヶ森 CO2 吸収プロジェクト
プロジェクト 代表事業者名	ニッポン高度紙工業株式会社 代表取締役社長 鎮西正一郎 印



提出日 2011年 1月 31日

受理日 年 月 日

最終版提出日 年 月 日

A:参加者情報			
プロジェクト代表事業者 ※1			
事業者名(フリガナ)	ニッポン高度紙工業株式会社(ニッポンコウドシコウギョウカブシキカイシャ)		
住所	〒781-0395 高知県高知市春野町弘岡上 648 番地		
代表者氏名	代表取締役社長 鎮西正一郎	担当者氏名	岩松潤二
担当者所属	管理部	担当者役職	安芸工場 管理部長
担当者 E-mail	iwamatsu@kodoshi.co.jp	担当者電話番号	0887-35-8500
プロジェクトでの役割	プロジェクト申請、モニタリング報告、クレジット発行依頼・取得等		
プロジェクト事業者 ※2			
事業者名(フリガナ)	高知東部森林組合(コウチトウブシンリンクミアイ)		
住所	〒781-6441 高知県安芸郡北川村野友甲 1563 番地 3		
代表者氏名	代表理事組合長 田中静夫	担当者氏名	畠山 敬介
担当者所属		担当者役職	専務
担当者 E-mail	akis-in-as_67.3.31@drive.ocn.ne.jp	担当者電話番号	0887-34-3508
プロジェクトでの役割	森林施業(間伐)、モニタリング(間伐面積等、計画と実績の確認)		
プロジェクト参加者 ※3,4			
事業者名(フリガナ)	なし		
住所			
代表者氏名		担当者氏名	
担当者所属		担当者役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
プロジェクトでの役割			
高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)取得予定者 ※5			
事業者名(フリガナ)	ニッポン高度紙工業株式会社(ニッポンコウドシコウギョウカブシキカイシャ)		
高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)口座番号 ※6	未取得		
ダブルカウントの防止措置を講ずる事業者	ニッポン高度紙工業株式会社		
公的な報告・公表制度	地球温暖化対策推進法(定期報告)		
自主的な報告・公表対象	ISO14001		

※1:プロジェクト代表事業者のパンフレット等、事業内容の説明資料を別途添付すること。プロジェクト代表事業者以外の

- 主なプロジェクト事業者・プロジェクト参加者についてもパンフレット等を添付すること。
- ※2: プロジェクト事業者とは、当該プロジェクトの実施に携わる者のうち、実際に温室効果ガス吸収活動を実施する者を指す。プロジェクト代表事業者と同一の場合は、その旨を記載すること。
- ※3: プロジェクト参加者とは、プロジェクト代表事業者・プロジェクト事業者以外に当該プロジェクトの実施に携わるすべての者を指す。
- ※4: プロジェクト参加者が複数いる場合には、それぞれの参加者の役割及び関係の概要を説明した資料を添付すること。
- ※5: 高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER) 取得予定者は、プロジェクト代表事業者、プロジェクト事業者、プロジェクト参加者のうちのいずれかであること。
- ※6: 高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER) 口座番号は、口座未取得の場合は記入不要。
- ※7: 高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER) の発行がなされる場合、ダブルカウントを避けるための所要の措置をとる義務が生じる。詳細は、高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER) 制度利用約款を参照すること。

B: プロジェクト活動の概要①	
B.1 プロジェクト活動	項目
	B.1.1 プロジェクトの目的及び内容 【目的】 本プロジェクトでは、森林施業(間伐)を計画に沿って確実に継続して実施し、CO₂ の吸収量を増大させることを目的としている。 荒廃森林が増加しており、これらの解消に民間企業がすこしでも貢献するため、安芸市にある五位ヶ森の民有林約 240 ヘクタールを 2003 年 7 月に取得し、水源涵養林として市と森林保全協定を結び、整備している。 プロジェクト代表事業者であるニッポン高度紙工業株式会社は製紙業を営む者として、地球環境への負荷の低減に寄与するための、この森林整備活動によるCO₂吸収量増大の検証として、信頼がおける高知県J-VERの認証により、見える化(数値化)を図り、プロジェクト代表事業者であるニッポン高度紙工業株式会社の生産行為で発生したCO₂排出エネルギー量との相殺を考えている。 【内容】 民間企業プロジェクト(第 1 号)の森林整備によって吸収した CO₂ を高知県 J-VER によって認証・クレジット化されることにより、森林整備にかかる費用の一部に充当することでコスト負担を軽減させることができるため、この取り組みで高知県内の森林を民間企業が所有することが普及し、持続可能な森林経営の促進させることができ、CO₂ 吸収量増加の推進が期待される。

B.1.2 プロジェクト実施前の状況

(1) 背景

安芸市には伊尾木川と安芸川の二つの川があり、この水源を守ることが緊急の課題である。伊尾木川については、芸陽漁業協同組合が「アユ泳ぐ清流を再び」を掲げ、保水力を回復させようと水源の森林を購入して活動を行っていた。しかし、安芸川においては、源流地(五位ヶ森)が競売にかけられたため、主伐されると安芸市の水源が絶たれる問題が発生した。

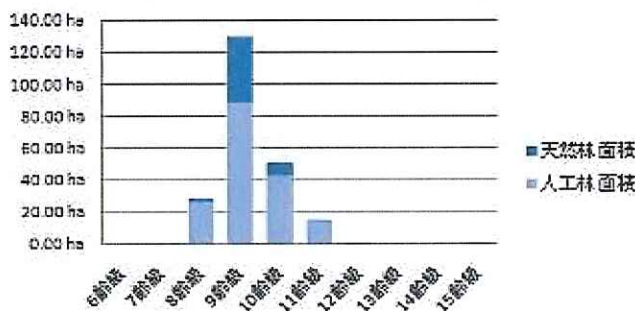
市の財政も非常に厳しく、行政が源流を守ることが出来ない状態であったため、当時の安芸市森林組合からプロジェクト代表事業者であるニッポン高度紙工業株式会社に購入の相談があり、製紙業(水を使う会社)として「源流の水を守り、育てる」を目的に社有林としてこれを購入した。その後、安芸市と森林保全協定(30年間)を結び、長期的な森林保全を行っていくことにした。

購入後の調査では、荒廃した森林が増加しており、森林所有者であるプロジェクト代表事業者であるニッポン高度紙工業株式会社だけでは健全な森づくりは困難であったため、安芸市森林組合(現在では高知東部森林組合)に施業を委託し、県の進める「森の工場」を設定して取り組みを行なっている。しかしながら、木材価格の低迷する中で、環境整備と収益の採算が取れない状態である。

今後、企業による長期的な環境整備を続けていくには、CO2吸収量認証(企業の生産で発生したCO2排出エネルギー量との相殺)などで付加価値を付けることが期待される。



森林施業計画の資源構成



(2)取組の現状

プロジェクト代表事業者であるニッポン高度紙工業株式会社では、環境マネジメントの国際規格であるISO14001の認証を、1998年11月24日に取得し、積極的に環境保全の諸活動を行ってきた。



社員による谷川の水量調査



社員の間伐体験研修



WG活動風景

当プロジェクト対象森林では、プロジェクト事業者である高知東部森林組合が、一定規模のまとまりのある森林を対象に森林所有者から施業を受委託し、森林の管理や施業などを集約する森林経営の団地「森の工場」を設定し、雇用の創出と担い手の育成を進め、森林の多面的機能を発揮しつつ、木材の安定供給に努めている。

高知東部森林組合の働きかけで、プロジェクト対象森林以外の周辺森林についても森林所有者の同意を得て「森の工場」に設定し、森林整備の裾野を拡げているところである。

またプロジェクト代表事業者であるニッポン高度紙工業株式会社では、2010年4月に社内に森林保全ワーキンググループを立ち上げ、高知県、安芸市、高知東部森林組合との関係を密にし、社員一人一人が環境のことを真剣に考え、社有林を保有していることの意味を考えるきっかけにできるような取組みを積極的に行っているところである。

B.1.3 排出削減・吸収の達成手段

(1) プロジェクト活動の流れ

1 未整備森林の調査 → 2 作業道整備と間伐 → 3 健全な森林 CO2 吸収量確保



間伐前の森



間伐後の森



植生豊かな森

作業手順の紹介

伐倒作業



架線集材



スイング集材・造材



積込・運搬



作業道開設



トラック走行



(2) 吸収の達成手段

森林吸収を増大させるためには人為的に間伐施業を行うが、その方法、間伐率については次のとおりである。

ア 間伐方法

(ア) 定性間伐(単木間伐)

形質に重点を置き、あらかじめ伐る木(単木)を決めて行う間伐のことで、不良木を伐採し優良木を残す方法をとっている。間伐の方法として最も一般的な方法である。

(イ) 列状間伐

定量的に斜面の上下に沿って列状(筋状)に間伐する方法であり、3列を残して1列を伐採する「3残1伐」など、森林の状況により方法を選択する。

列状間伐では、定性間伐のように伐採する木を選ばず、効率を優先するため、優良木を伐採して、不良木が残ってしまうという短所もあるが合理的で安全性の高い間伐方法である。

イ 間伐率

本数率 30%

ウ ゾーニング

当該プロジェクト対象地は、保安林であり、水土保持林(活用型)森林であるため、間伐による木材生産に適した森林ゾーンとして、生産に伴う適切な施業を効率的に行うとともに、森林の多様な機能が発揮できる森林として管理する。

(3) 森林施業計画の更新

当プロジェクト対象森林においては持続的で適正な森林の管理を維持するため、プロジェクト期間終了後10年間の平成35年3月31日まで森林施業計画を更新していくこととしている。

(4) 間伐材の流通

間伐によって発生した間伐材は、搬出経費と市場価格から採算に見合うと判断される場合には、最大限活用し、森林資源の有効活用を図る。

搬出される間伐材は、市場に出荷され用材として利用されるほか、用材に利用できない間伐材(C材)については、パルプ業者へ搬出、売却される。

B.2 採用技術	プロジェクトで使用する設備・機器等 (プロジェクトで使用する機器名称、機器メーカー名、型番、機器容量、法定耐用年数、導入年月、用途等について記載すること。(モニタリングに用いた機器は、最新のものに限らず全て記載すること))																																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機器名</th> <th>メーカー名</th> <th>耐用年数</th> <th>導入時期</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ポケットコンパス</td> <td>牛方</td> <td>5 年</td> <td>不明</td> <td>面積測量機</td> </tr> <tr> <td>D-GPS Pathfinder XR</td> <td>トリンブル</td> <td>5 年</td> <td>2004 年 2 月</td> <td>位置測定器 面積測量機 位置精度:1m 形式: GP-Pocket</td> </tr> <tr> <td>Mobile Mapper</td> <td>THALES NAVIGATION</td> <td>5 年</td> <td>2006 年 2 月</td> <td>位置測定器 面積測量機 位置精度:1m 形式:Mobile Mapper Pro</td> </tr> <tr> <td>VertexIV 360° モデル Transponder T3</td> <td>ハグロフ</td> <td>5 年</td> <td>2008 年 6 月</td> <td>樹高測定器 距離測定器 高さ測定分解 能:0.1m 距離測定 精度:1%</td> </tr> <tr> <td>ステンレス輪尺</td> <td>シンワ測定株 式会社</td> <td>5 年</td> <td>不明</td> <td>胸高直径 測定器 45cm</td> </tr> <tr> <td>エスロン測量 テープ</td> <td>ヤマヨ測定機 株式会社</td> <td></td> <td>2011 年 1 月</td> <td>距離測定 ロープ 50m</td> </tr> </tbody> </table>		機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考	ポケットコンパス	牛方	5 年	不明	面積測量機	D-GPS Pathfinder XR	トリンブル	5 年	2004 年 2 月	位置測定器 面積測量機 位置精度:1m 形式: GP-Pocket	Mobile Mapper	THALES NAVIGATION	5 年	2006 年 2 月	位置測定器 面積測量機 位置精度:1m 形式:Mobile Mapper Pro	VertexIV 360° モデル Transponder T3	ハグロフ	5 年	2008 年 6 月	樹高測定器 距離測定器 高さ測定分解 能:0.1m 距離測定 精度:1%	ステンレス輪尺	シンワ測定株 式会社	5 年	不明	胸高直径 測定器 45cm	エスロン測量 テープ	ヤマヨ測定機 株式会社		2011 年 1 月	距離測定 ロープ 50m
	機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考																																
	ポケットコンパス	牛方	5 年	不明	面積測量機																																
	D-GPS Pathfinder XR	トリンブル	5 年	2004 年 2 月	位置測定器 面積測量機 位置精度:1m 形式: GP-Pocket																																
	Mobile Mapper	THALES NAVIGATION	5 年	2006 年 2 月	位置測定器 面積測量機 位置精度:1m 形式:Mobile Mapper Pro																																
	VertexIV 360° モデル Transponder T3	ハグロフ	5 年	2008 年 6 月	樹高測定器 距離測定器 高さ測定分解 能:0.1m 距離測定 精度:1%																																
	ステンレス輪尺	シンワ測定株 式会社	5 年	不明	胸高直径 測定器 45cm																																
エスロン測量 テープ	ヤマヨ測定機 株式会社		2011 年 1 月	距離測定 ロープ 50m																																	
B.3 プロジェクト 実施場所	実施事業所名	①ニッポン高度紙工業株式会社 ②高知東部森林組合																																			
	住所	①〒781-0395 高知県高知市春野町弘岡上 648 番地 ②〒781-6441 高知県安芸郡北川村野友甲 1563 番地 3																																			

概要

【森林所在地】

- ①高知県安芸市畑山乙姥ヶ谷 1116-3
- ②高知県安芸市畑山乙姥ヶ谷 1116-16
- ③高知県安芸市畑山乙姥ヶ谷 1116-28
- ④高知県安芸市畑山乙姥ヶ谷 1117-8
- ⑤高知県安芸市畑山乙竹谷 1115-36
- ⑥高知県安芸市畑山乙竹谷 1117-36

1 森林施業計画認定番号(安芸市22-2)

対象森林の資源構成

単位:ha

地区名	森林 面積	人工林	
		スギ	ヒノキ
姥ヶ谷地区	67.25	41.02	26.23

※別添資料1：現況表

プロジェクト事業対象地の概要

五位ヶ森位置図

The image contains two maps. The top map is a detailed view of the '五位ヶ森' (Go-i-ga-mori) area, showing the '畑山' (Hatake-yama) and '安芸市' (Anan City). It highlights the 'ニッポン高度紙' (Nippon Koudo-shi) forest and the '五位ヶ森' (Go-i-ga-mori) area. The bottom map shows the location of the project area within the prefecture of Kochi, specifically in the Anan City (安芸市) area, near the '水源涵養林' (Water Source Nourishment Forest). A red arrow points from the detailed map to the location on the prefecture map.



2 プロジェクトの範囲

当プロジェクトは、プロジェクト代表事業者の所有する森林を対象とする。

このため、申請は森林施業計画単位で行っている。森林施業にあたっては高知東部森林組合と受委託契約を締結し、整備を進めている。

B:プロジェクト活動の概要②							
B.4 プロジェクト期間		2010 年 10 月 1 日 ～2013 年 3 月 31 日(2 年 6 ヶ月)					
B.5 クレジット期間 ※1		2010 年 10 月 1 日 ～2013 年 3 月 31 日					
B.6 想定排出削減 ・吸収量 ※2	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2	0	0	119	272	426	818
B.7 モニタリング報 告の頻度		年 1 回を予定					
B.8 補助金	受給の有無 (いずれかに○)	受給している / 申請中 / ☒ 検討中 / 受給しない					
	補助事業名称	高知県造林事業費補助金					
	補助金額 (申請額含む)	—					
	補助対象年月日	2010 年 10 月～2013 年 3 月(予定)					
	補助金を受給している ことを証明する書類	—					
B.9 他制度への申 請 ※3	申請の有無 (いずれかに○)	有 / ☒ 無					
	制度名 (有の場合のみ)	—					
備考		プロジェクト遂行に影響を及ぼすリスクとして豪雨、台風等に伴う風倒、土砂崩れ、人為的、自然発生的山林火災、病虫獣害が考えられる。 対処法としては、自然災害においては森林国営保険による填補等を考えている。病虫獣害に対しては見回りを行い、未然に被害の発生を防ぐことに努める。					

※1:クレジット期間は、2008 年 4 月 1 日～2013 年 3 月 31 日の間で設定すること。

※2: 想定排出削減・吸収量の算定根拠をモニタリングプランで提示すること。

※3: 海外の VER 制度や都道府県等のCO2吸収量認証等、類似制度への申請の有無を記入。これは、一つのプロジェクトによる排出削減・吸収量に基づくクレジットが複数創出される等の、ダブルカウントを避けるためである。

C:方法論の適用		
C.1 ポジティブリストの適格性基準との整合性	C.1.1 ポジティブリストの番号	No. R. <u>001 ver.4.0</u>
	条 件	説 明 ※1
	C.1.2 条件1	森林法第5条に規定された森林でなければ、森林施業計画の認定を受けることができない。当プロジェクト事業地はすべて森林施業計画の認定を受けていることから森林法第5条に定める森林である。
	C.1.3 条件2	当プロジェクトは、森林施業計画単位での申請である。 当該森林は、プロジェクト代表事業者が所有しており、クレジット発行対象期間内に森林の転用、主伐は計画されていない。 さらに、2010 年 10 月 1 日以降の森林施業計画に基づき施業(間伐)が計画されている。 なお、プロジェクト期間が終了する 2013 年 3 月 31 日までの計画も策定されている。
	C.1.4 条件3	別添森林施業計画書(写)に添付されている森林施業計画認定書のとおり安芸市から認定を受けている。 施業計画の認定番号 <u>安芸市 22-2</u> <安芸市畑山乙 姥ヶ谷地区 > 認定者:安芸市長 認定日:平成 22 年 9 月 17 日 期間:平成 22 年 10 月 1 日～平成 27 年 9 月 30 日 全体が水源涵養保安林に指定。
C.2 適用方法論	方法論番号	JRAM <u>001 ver.4.0</u>
	方法論名称	森林経営活動によるCO2吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)に関する方法論

C.3 適用するガイドライン等	C.3.1 ガイドライン等への準拠	<table border="1"> <tr> <th>準拠の説明</th> <th>説明</th> </tr> <tr> <td>☐ 全く準拠しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☐ 一部準拠しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☒ 全て準拠する</td> <td></td> </tr> </table>		準拠の説明	説明	☐ 全く準拠しない		☐ 一部準拠しない		☒ 全て準拠する	
		準拠の説明	説明								
		☐ 全く準拠しない									
		☐ 一部準拠しない									
	☒ 全て準拠する										
	C.3.2 ガイドライン等が複数ある場合の選択	モニタリングパラメータ	モニタリングパターン	選択の理由							
		活動量	☐ 森林 GIS	モニタリング方法ガイドライン(森林管理プロジェクト用)Ver.1.8 のⅡ-5【活動量のモニタリング】パターン2のとおり実測(森林測量)に基づく方法で実施する。							
			☒ 実測								
		拡大係数	☐ 実測	モニタリング方法ガイドライン(森林管理プロジェクト用)Ver.1.8 のⅡ-5【活動量のモニタリング】パターン2のとおり「京都議定書 3 条 3 及び 4 の下での LULUCF 活動の補足情報に関する報告書」に基づき同ガイドラインⅡ-32,33 の係数を使用する。							
			☒ 公表資料、学術論文等								
収穫予想表		☐ システム収穫表 (LYCS 等)	モニタリング方法ガイドライン(森林管理プロジェクト用)Ver.1.8 のⅡ-6<収穫予想表>パターン2により平成 18 年 10 月 27 日、高知県森林部(現高知県林業振興・環境部で定められた長伐期森林施業指針のデータとして高知県民有林収穫表(スギ・ヒノキ)(資料4)を使用する。								
	☒ 文献・資料(行政機関の資料・学術論文等)										

C.4 プロジェクトが実施されなかった場合の状況(ベースラインシナリオ)	C.4.1 ベースラインシナリオ(BLS)の特定	このプロジェクトが実施されなかった場合、プロジェクト対象森林については、経済的事情から、負担金の発生する保育的施業を十分に行うことができず、森林を最も適切な状態に保つために必要な間伐が実施されていない状態。	
		データの信頼性・入手可能性	説明
		☐ 低い	
		☒ 低くない	
		施業計画通りに実施しない可能性	説明
		☐ 可能性がある	
		☒ 可能性がない	
		転用の可能性	説明
		☐ 可能性がある	
		☒ 可能性がない	

	C.4.2BLS に 関連した温 室効果ガス 排出源・吸収 源の特定	<table border="1"> <tr> <th>温室効果ガス排出源・吸収源</th> <th>説明</th> </tr> <tr> <td>森林プロジェクトで対象となる排 出源・吸収源</td> <td>地上部バイオマス 地下部バイオマス</td> </tr> <tr> <td>上記に含まれないプロジェクト 固有の排出源・吸収源</td> <td>なし</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>リーケージの種類</th> <th>説明</th> </tr> <tr> <td>☐ 本プロジェクト実施による、 プロジェクト対象地外での吸収 量を減少させる活動の増加</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>☐ 本プロジェクト実施による、 プロジェクト対象地外における 排出量を増加させる活動の増 加</td> <td>なし</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <th>温室効果ガス排出源・吸収源 特定のための追加的な基準</th> <th>説明</th> </tr> <tr> <td>☐ 使用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>☒ 使用しない</td> <td></td> </tr> </table>	温室効果ガス排出源・吸収源	説明	森林プロジェクトで対象となる排 出源・吸収源	地上部バイオマス 地下部バイオマス	上記に含まれないプロジェクト 固有の排出源・吸収源	なし	リーケージの種類	説明	☐ 本プロジェクト実施による、 プロジェクト対象地外での吸収 量を減少させる活動の増加	なし	☐ 本プロジェクト実施による、 プロジェクト対象地外における 排出量を増加させる活動の増 加	なし	温室効果ガス排出源・吸収源 特定のための追加的な基準	説明	☐ 使用		☒ 使用しない	
温室効果ガス排出源・吸収源	説明																			
森林プロジェクトで対象となる排 出源・吸収源	地上部バイオマス 地下部バイオマス																			
上記に含まれないプロジェクト 固有の排出源・吸収源	なし																			
リーケージの種類	説明																			
☐ 本プロジェクト実施による、 プロジェクト対象地外での吸収 量を減少させる活動の増加	なし																			
☐ 本プロジェクト実施による、 プロジェクト対象地外における 排出量を増加させる活動の増 加	なし																			
温室効果ガス排出源・吸収源 特定のための追加的な基準	説明																			
☐ 使用																				
☒ 使用しない																				
C.5 排出量・ 吸収量の定 量化	C.5.1 不確か なデータの使 用	<table border="1"> <tr> <th>不確かなデータの使 用</th> <th>説明</th> </tr> <tr> <td>☐ 使用する</td> <td>(不確かなデータを使用することによる吸収 量の過大評価がないことを説明すること。)</td> </tr> <tr> <td>☒ 使用しない</td> <td></td> </tr> </table>	不確かなデータの使 用	説明	☐ 使用する	(不確かなデータを使用することによる吸収 量の過大評価がないことを説明すること。)	☒ 使用しない													
不確かなデータの使 用	説明																			
☐ 使用する	(不確かなデータを使用することによる吸収 量の過大評価がないことを説明すること。)																			
☒ 使用しない																				

	C.5.2 モニタリング対象とならない排出源・吸収源	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="549 275 863 421">モニタリング報告対象とならないプロジェクト固有の排出源・吸収源</td> <td data-bbox="863 275 1399 421">説明</td> </tr> <tr> <td data-bbox="549 421 863 472">☐ 存在する</td> <td data-bbox="863 421 1399 472"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="549 472 863 521">☒ 存在しない</td> <td data-bbox="863 472 1399 521"></td> </tr> </table>	モニタリング報告対象とならないプロジェクト固有の排出源・吸収源	説明	☐ 存在する		☒ 存在しない	
モニタリング報告対象とならないプロジェクト固有の排出源・吸収源	説明							
☐ 存在する								
☒ 存在しない								
C.6 モニタリングプロットの設置		モニタリングプロットの設定方法については、資料3-3を参照。						
C.7 備考								

D:その他

D.1 関連する許認可及び関連法令

		該当しない	該当する
1	森林・林業基本法	☐	☐ 第9条森林所有者としての責務 ☒ その他(具体的に:保安林制度)
2	森林法	☐	☒ 第5条地域森林計画 ☒ 第11条森林施業計画 ☐ その他(具体的に:)
3	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(間伐等促進法)	☐	☒
4	種の保存法	☒	☐
5	鳥獣保護法	☒	☐
6	騒音規制法	☒	☐
7	景観法	☒	☐
8	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	☒	☐
9	環境影響評価法	☒	☐
10	高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例	☒	☐
11	その他	☒	☐

当プロジェクト対象森林については、森林法第5条に規定された森林である。また、関連する許認可及び関係法令について、保安施設地区の設置、鳥獣保護法、自然公園法等に該当する箇所はないが、全域が水源涵養保安林に指定されており、一部森林については森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(間伐等促進法)に係る安芸市特定間伐等促進計画に間伐計画が記載されている。

D.2 ステークホルダー (森林所有者、森林管理者、森林管理費用負担者等)のコメント	安芸市との森林保全協定並びに高知東部森林組合との長期委託契約に基づき、プロジェクト代表事業者が、クレジット発行対象期間終了後10年間の永続性を担保する。 プロジェクト対象森林は自社所有林である為、ステークホルダーは存在しない。 資料3-E(1)、(2)を参照。
D.3 その他特記事項	なし